

# 青森県報

第三千五百十三号

平成二十四年  
三月十四日  
(水曜日)

## 目次

### 規 則

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条  
例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額  
を定める規則の一部を改正する規則……………  
青森県道路占用料の減免に係る占用物件を定める規則の一  
部を改正する規則……………

(労政・能力 開発課)	…	一
(道 路 課)	…	二

### 訓 令

津軽・下北地域開発推進連絡会議規程を廃止する訓令……  
青森県民間労働相談員の設置等に関する規程を廃止する訓  
令……………  
青森県文化観光振興連絡会議規程を廃止する訓令……………

(市 興 町 村 課)	…	二
(労政・能力 開発課)	…	二
(観光企画課)	…	二

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………  
生活保護法による施術者の指定……………  
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の所在地の  
変更の届出……………  
土地収用法による事業の認定……………  
青森県土地利用基本計画の変更……………  
道路の区域の変更……………  
道路の供用の開始……………

(健康福祉 政策課)	…	三
(同)	…	三
(障害福祉課)	…	三
(監 理 課)	…	三
(同)	…	五
(道 路 課)	…	六
(同)	…	六

## 公 告

争議行為の通知の公表……………  
肥料登録の有効期間の更新……………  
都市公園の区域の変更……………  
建設業者の許可の取消し……………  
右 同……………  
右 同……………  
出先機関……………  
土地改良区の役員の退任……………

(労政・能力 開発課)	…	七
(食の安全・ 安心推進課)	…	七
(都市計画課)	…	七
(東青地域 民 局)	…	八
(同)	…	八
(同)	…	八
(下北地域 民 局)	…	九

## 規 則

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に  
係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布す  
る。

平成二十四年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第五号

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試  
験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に  
係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則(平成十二年三月青森県規則第一百一  
号)の一部を次のように改正する。

第一項の表中「粉末冶金」を「粉末冶金」に改め、「金属研磨仕上げ」、「製  
材のご目立て」、「竹工藝」及び「ガラス製品製造」を削り、「製麵」を「製麵」  
に改め、「れんが積み」、「コンクリート積みブロック施工」及び「建築図面

製作」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一項の表中「金属研磨仕上げ」、「製材のこ目立て」、「ガラス製品製造」及び「れんが積み」を削る改正規定は、平成二十四年三月三十一日から施行する。

青森県道路占用料の減免に係る占用物件を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六号

青森県道路占用料の減免に係る占用物件を定める規則の一部を改正する規則

青森県道路占用料の減免に係る占用物件を定める規則（昭和四十五年三月青森県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十三号中「くずかご」を「くず籠」に改め、第十九号中「第七条第九号」を「第七条第十号」に改め、第二十一号中「へい」を「塀」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第一号

庁 中 一 般

津軽・下北地域開発推進連絡会議規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

津軽・下北地域開発推進連絡会議規程を廃止する訓令

津軽・下北地域開発推進連絡会議規程（昭和五十七年七月青森県訓令甲第十三号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県訓令甲第二号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県民間労働相談員の設置等に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県民間労働相談員の設置等に関する規程を廃止する訓令

青森県民間労働相談員の設置等に関する規程（昭和三十九年十一月青森県訓令甲第六十五号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県訓令甲第三号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県文化観光振興連絡会議規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県文化観光振興連絡会議規程を廃止する訓令

青森県文化観光振興連絡会議規程（昭和五十四年七月青森県訓令第十八号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第百二一〇号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	ハッピー・ドラッグ五戸店	三戸郡五戸町字中道八の一	平成三三・一
変更後	ハッピー調剤薬局五戸店		

青森県告示第百二一〇号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
齊藤 光央	北津軽郡板柳町大字掛落林字前田六の五	平成四一・一九
小泉 千稔	八戸市根城一丁目一八の八キングスクラブハ ウス八の一〇五	二四・二六
船場 雅彰	八戸市小中野八丁目六の二〇	"

青森県告示第百二二三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十四年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	リハビリパーク訪問看護ステーション	八戸市小中野一丁目四の四	平成四一・一六
変更後		八戸市小中野一丁目三の三	

青森県告示第百二四〇号

土地収用法（昭和二十六年法律第百二十九号。以下「法」という。）第二十條の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 起業者の名称

## 六ヶ所村

## 二 事業の種類

総合医療福祉施設整備事業及びこれに伴う附帯事業

## 三 起業地

## 1 収用の部分

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附地内

## 2 使用の部分

なし

## 四 事業の認定をした理由

## 1 法第二十条第一号の要件

本件事業は、上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附地内に診療所、医療機関併設型小規模介護老人保健施設、通所リハビリテーション、保健相談センターを総合した施設を建設するものであり、法第三条第二十四号に掲げる「地方公共団体が設置する診療所」及び「医療法（昭和二十三年七月法律第二百五号）による公的医療機関」並びに同条第三十一号に掲げる「地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当すると認められる。

また、本件事業の本体事業と一体的に施行する車庫、医師住宅、研修医宿舍及びヘリポートは本体事業に必要なものことから、法第三条第三十五号に掲げる「事業のために欠くことのできない宿舍その他の施設」に該当すると認められる。

このため、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると認められる。

## 2 法第二十条第二号の要件

起業者は、第三次六ヶ所村総合振興計画に基づき福祉分野と医療機関、保健相談センター等の連携を強化することで、村民の健康づくりに取り組むこととされている。

本件事業を施行するに当たり、起業者は経済産業省から交付金を受けるなどの事業に必要な予算措置が講じられている。

よって起業者は、十分な意思と能力を有していると認められることから、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。

## 3 法第二十条第三号の要件

六ヶ所村には病院がなく、医科に関しては尾駮、千歳平、泊の三つの診療所があるのみである。その中の国民健康保険尾駮診療所（以下「本診療所」という。）

は、昭和六十年に発足し、現在まで運営されてきた。本診療所は、診療科五科、病床数十九床を有し、三診療所の中では、一日あたりの平均外来患者数が最も多く平成二十二年には百三十二人に達している。また、診察以外の保健センター業務での需要も多く、本診療所は地域住民の医療、保健のために中心的な役割を果たしてきた。

しかしながら、歯科の需要に対応するための歯科診療室等の増築、また、老朽化を原因とするボイラー・屋根の交換修理を行ってきたものの、診療所建設から二十五年が経過し、多様化する医療需要や診療技術の進歩への対応が難しくなっている状況である。さらに、リハビリテーションを中心とした医療サービスを提供する介護老人保健施設が村内には無く、村外の施設を利用せざるを得ない状況である。このことから、住民が生涯にわたり、健康で安心した生活を送ることができるようになることを目的に、保健・医療・福祉の各サービスを関係機関が連携して一体的に提供される必要がある。

本件事業は、本診療所及び本村の保健部門、福祉部門の組織を一元化した施設を建設するものであり、本診療所の有する機能を広く日常的に健康づくりから福祉サービスを提供する場として活用し、専門的な人材による質の高いサービスを提供する担い手として、その能力を発揮させる体制を構築するものである。併せて、新施設の事業に必要な車庫、医師住宅、研修医宿舍、ヘリポートを建設するものである。

本件事業の施行により、保健、医療及び福祉サービスを関係機関が連携して一体的に提供する包括ケアシステムが構築され、地域住民のニーズに適合した保健・医療・福祉に関するサービスが包括的に提供されることになるとともに、宿舍の建設により安定的に医師を確保することができ、さらにヘリポート建設により傷病者の救命、後遺症の軽減等に寄与することとなる。

一方、本件事業による周辺の環境への影響については、本件事業は環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び青森県環境影響評価条例（平成十一年十二月青森県条例第五十六号）に基づき環境影響評価の対象となるような規模で環境へ大きな影響を及ぼすおそれのある事業ではない。

また、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）による文化財及び保護のため特別の措置を講ずべき動植物の存在は確認されていないことから、本件事業により失われる利益は軽微であると認められる。

起業者は、起業地を選定するにあたっては、  
ア 事業に必要な面積が確保できること。

イ 建物建設が容易な場所で、敷地造成、進入等が容易な場所であること。  
ウ 診療所利用が容易な場所で、道路整備等交通条件で優れていること。

エ 通風が良く、騒音が少ない等、診療所としての環境に優れていること。  
オ 事業費が安価であること。

カ ドクターヘリの運用に支障がないこと。  
を条件とし、同村大字尾駸野附地内に候補地を三案（以下「第一案」、「第二案」、「第三案」といふ。）選定し、本件事業の候補地を検討している。

第一案は、現況は畑地であり、支障物件はない。敷地は周辺道路とほぼ等高で敷地造成が容易である。北側隣接に建設関連の作業所があり、騒音が懸念される。ドクターヘリの運用については、周辺の住家、学校敷地、林地が支障となることから北・東方向のみで離発着が可能であるため、風向きによっては離発着が困難となる。交通条件としては、歩道の整備されている村道ではあるものの工事や災害時などで寸断された場合の代替道路がない。工事は三案中最も安価であるが、総事業費は三案の中で経済的に中位である。

第二案は、現況は畑地であり、支障物件として家屋四棟及び小屋一棟がある。敷地は周辺道路とほぼ等高で敷地造成が容易である。西側隣接に建設関連の作業所があり、騒音が懸念される。ドクターヘリの運用については、周辺に障害物がないことから離発着については問題がない。交通条件としては、歩道の整備されている村道ではあるものの幹線道路ではないことから利便性に欠ける。支障物件が多いことから用地費及び補償費が三案中最も高額であり、三案の中で最も経済的に劣る。

第三案は、現況は原野であり、支障物件として家屋一棟がある。敷地は周辺道路との高低差があるため盛土工事が必要となるが、敷地内の切土の流用により造成費は比較的安価となる。ドクターヘリの運用については、周辺の学校敷地が支障となることから西方向の離発着が困難となるが、その他の方向は問題がない。交通条件としては、国道三三八号と県道を結ぶ幹線である村道であり利便性に優れているとともに、村道二路線に接していることから工事や災害時の出入りの支障となることが少ない。工事費は三案中最も高額となるが、用地費及び補償費等を含めた総事業費は三案の中で最も経済的に優れる。

よって、本件申請案である第三案は、三案中、環境的・機能的・経済的に最も

優れているものと認められる。

以上のことから、本件事業により得られる利益と失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件

本件事業の施行により得られる効果は、保健、医療及び福祉サービスを関係機関が連携して一体的に提供する包括ケアシステムが構築され、地域住民のニーズに適合した保健・医療・福祉に関するサービスを提供するものであり、本件事業の施行により得られる利益はできるだけ早期に発揮される必要がある。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、本体事業及びこれに伴う附帯事業の整備に必要な最小限の範囲であり、さらに起業地の収用の範囲は、一時的利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

六ヶ所村役場 福祉部門福祉課

青森県告示第二百五号

青森県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、青森県土地利用基本計画に係る書類は、青森県県土整備部監理課及び関係市町村土地対策担当課に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成二十四年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 青森県土地利用基本計画書の変更  
変更に係る事項

3の別表中

「	土地区画整理事業 都市計画公園事業 (いらいせ公園)	公園建設	58.5	おいらせ町東下谷地	おいらせ町	おいらせ町	を
」	土地区画整理事業	宅地造成	136.0	八戸市大字売市	八戸市	八戸市	
「	土地区画整理事業	宅地造成	136.0	八戸市大字売市	八戸市	八戸市	に

改める。

二 青森県土地利用基本計画図の変更

1 変更に係る事項

青森県土地利用基本計画図の都市地域、農業地域及び森林地域の区域を次のように改める。

(一) 都市地域

区域を拡大した市

三沢市

(二) 農業地域

区域を縮小した市

黒石市、つがる市  
森林地域

(三) 区域を縮小した町

大鰐町

2 変更の内容

次の図のとおり

(「次の図」は、省略する。)

青森県告示第百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年四月十三日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
			前	後	前	後			
1	国 道	三三八号	上北郡六ヶ所村大字鷹架字道ノ下国有林一三三五林班い、 小班から 上北郡六ヶ所村大字鷹架字道ノ下五八の四一九まで		前	後	一四・八〇メートルから 一四〇・二〇メートルまで	二五九・六〇メートル	
2	県 道	金屋尾上線	平川市南田中村内八九の二から 平川市南田中西原一一六の八まで		前	後	一五・四一メートルから 一一・八〇メートルまで	五九三・〇三メートル	

青森県告示第百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年四月十三日まで青森県国土整備

部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始日
国道三三八号	上北郡六ヶ所村大字鷹架字道ノ下国有林一三五林班い'小班から 上北郡六ヶ所村大字鷹架字道ノ下五八の四一 九まで	平成四・三・四
県道金屋尾上線	平川市南田中村内八九の二から 平川市南田中西原一一六の八まで	二四・三・二〇

公 告

争議行為の通知の公表

青森市妙見三丁目一の一〇に所在する青森県医療労働組合連合会の執行委員長山本公行から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成二十四年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 争議行為の目的

賃金の引き上げと雇用の確保、医療等労働者の大幅増員等

二 争議行為をなす日時

平成二十四年三月十五日午前零時より妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

青森保健生活協同組合の全職場又は一部、津軽保健生活協同組合の全職場又は一部、八戸医療生活協同組合の全職場又は一部

四 争議行為の概要

右記の場所で全体的あるいは部分的に、あるいは断続的に全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を単独または、併用して行う。

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成二十四年三月六日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十四年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の 規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
青森県第 三六七号	化成肥料	有機入り燃 焼灰ペレツ ト	りん酸全量 一八・〇 加里全量 一五・五 く溶性苦土 四・	公定規格 のとおり	株式会社平成 商事 和田市大字 赤沼字下平六 四八の一四

都市公園の区域の変更

次のとおり都市公園の区域を変更するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二及び青森県都市公園条例（昭和五十三年三月青森県条例第四号）第三条の規定により公告する。

平成二十四年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名称

新青森県総合運動公園

二 位置

青森市

三 変更前の区域及び変更後の区域

別紙図面のとおり（略）

(青森県県土整備部都市計画課及び東青地域県民局地域整備部において一般の縦覧に供する。)

四 区域変更の期日  
平成二十四年四月一日

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成二十四年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 東営建設株式会社

二 代表者の氏名 長内 政信

三 主たる営業所の所在地 青森市松森二丁目一の二〇

四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第一〇〇八号

五 取消年月日 平成二十四年二月一日

六 取消しに係る建設業の許可  
土木、とび・土工、石、ほ装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年一月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成二十四年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社東北ネオン工芸

二 代表者の氏名 山谷 真弓

三 主たる営業所の所在地 青森市篠田二丁目二〇の一四

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第七三二八号

五 取消年月日 平成二十四年二月九日

六 取消しに係る建設業の許可  
電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年十二月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成二十四年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社かねしげ赤坂工務店

二 代表者の氏名 赤坂 繁男

三 主たる営業所の所在地 青森市大字西田沢字浜田一六〇

四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第一〇五五二号

五 取消年月日 平成二十四年二月十七日

六 取消しに係る建設業の許可  
土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年二月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関



土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大畑土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年三月十四日

下北地域県民局長 長 津 秀 二

理事	区役員 別	氏名	住 所	退任の年月日
北上 勝利			むつ市大畑町赤坂四の六	平成 二四・ 三・ 九

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭